



愛知労働局発表  
平成28年9月29日(木)

報道関係者 各位

【照会先】

愛知労働局雇用環境・均等部指導課  
(働き方改革担当)  
指導課長 織田 和成  
副主任雇用環境改善・均等推進指導官  
鈴村 修史

電話 052 - 219 - 5509

愛知労働局労働基準部監督課  
(過重労働対策担当)  
監督課長 橋本 泰明  
統括特別司法監督官 藤原 隆  
電話 052 - 972 - 0253

## 愛知労働局における秋の過重労働解消と 「働き方改革」に向けた取組について

愛知労働局(局長 木暮 康二)では、長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた対応として、10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、この間に以下のとおり各種取組を実施します。

### 1 背景

長時間労働者の割合が依然として高く、また年次有給休暇の取得率が低い水準にとどまっており、長時間労働の削減など働き方の見直しが求められていることから、過重労働防止や「働き方改革」に向けた取組を進めているところです。[\(資料1\)](#)

また、平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は過労死等防止啓発月間とされているところです。

### 2 実施事項

#### (1) 監督指導の集中的な実施

各種情報や過重労働解消相談ダイヤルの結果などをもとに、過重労働や賃金不払残業などを行う企業に対する監督指導を、「過重労働解消キャンペーン」期間に集中的に実施します。

#### (2) 過重労働解消相談ダイヤル(無料)の実施

11月6日(日)午前9時から17時まで、

「過重労働解消相談ダイヤル」

0120 - 794 - 713 (なくしましょう 長い残業)

を開設し、東海・北陸7県の過重労働等に関する相談を愛知労働局で一元的に

受け付けます。

(3) 周知・啓発

10月の「年次有給休暇取得促進期間」には、「仕事と生活の調和のために、プラスワン休暇で連続休暇に」をスローガンとして、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間には、「トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう」をスローガンとして、年次有給休暇の取得促進や過重労働の解消に向けた取組を広く呼びかけます。

また、「働き方改革に関する周知・啓発プレート」を新たに作成し、労働基準監督署及びハローワークで掲示する等により、働き方改革について広く周知・啓発を行います。

(4) ベストプラクティス企業への訪問

労働局長が、管内の主要な企業の本社等を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる様子を視察し、他の企業の参考となるよう取組事例をホームページ等を通じて情報発信します。

(5) 労使団体に対する要請

県下の各労使団体に対して、休暇の取得促進、長時間労働の削減をはじめとした、「働き方の見直し」に向けた要請を行います。

(6) 各種セミナー・シンポジウムの開催

愛知県内において、「働き方改革」の実現や、長時間労働の削減に向けた啓発のためのセミナーやシンポジウムを以下のとおり開催します。[\(資料2\)](#)

過重労働解消のためのセミナー

過重労働対策に必要な知識や事例の紹介など

平成28年10月21日(金) 14:00～16:30 (於:名古屋能楽堂)

平成28年11月10日(木) 14:00～16:30 (於:名古屋能楽堂)

地域の特性を活かしたワーク・ライフ・バランス推進セミナー

休暇取得促進や所定外労働時間の削減事例の紹介など

平成28年11月21日(月) 13:30～16:00 (於:安保(あぼ)ホール)

働き方・休み方改革シンポジウム

働き方改革についての講演や取組事例の紹介など

平成28年10月17日(月) 13:30～16:30 (於:ミッドランドスクエア)

過労死等防止対策推進シンポジウム

過労死防止の重要性についての周知・啓発など

平成28年11月23日(水) 13:30～16:30 (於:ウィルあいち)

添付資料

資料1 働き方改革をめぐる現状

資料2 愛知労働局 セミナー等のご案内